

静岡産業大学研究紀要規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）が発行する研究紀要（以下「紀要」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(種 類)

第2条 紀要の種類および名称は次のとおりとする。

環境と経営－静岡産業大学論集 経営学部

(Environment and Management－Journal of Shizuoka Sangyo University)

静岡産業大学情報学部研究紀要 情報学部

(Journal of Shizuoka Sangyo University)

(委員会)

第3条 紀要に関する事項を審議するため、経営学部に経営学部経営研究所運営委員会及び情報学部に情報学部エクステンション委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、各学部において別に定める。

(発 行)

第4条 紀要の発行は、原則として年2回とする。ただし、記念号及び特集号等は随時発行するものとする。

(区 分)

第5条 紀要は、論文、研究ノート、資料、書評、学会報告等に区分し、この区分は執筆者の申告に基づき当該学部委員会が審査、決定する。

(投稿資格)

第6条 紀要に投稿できる者は、次のとおりとする。

- (1) 専任教員
- (2) 特別任用教員
- (3) 客員教員
- (4) 非常勤教員
- (5) その他当該学部委員会が必要と認めた者

(投 稿)

第7条 投稿する原稿は未発表のものとする。

2 投稿された原稿は、当該学部委員会によりその選択及び採否を決定する。

3 執筆及び投稿手続きに関する事項は、各学部において別に定める。

(著作権)

第8条 紀要に掲載された論文等の著作権は、本学及び執筆者が有する。

(公開)

第9条 紀要に掲載された論文等は、電子的に保存し、原則として学内外に公開するものとする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、各学部教授会及び大学協議会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。